

議案第22号

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の証紙徴収の方法に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月17日

提出者 目黒区長 青木英二

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の証紙徴収の方法に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の証紙徴収の方法に関する条例（昭和35年10月目黒区条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第1条中「軽自動車税」の次に「の種別割（以下「種別割」という。）」を加える。

第2条第1項中「・契約者」を「、契約者」に、「・軽自動車・」を「、軽自動車、」に、「軽自動車税の」を「種別割の」に、「軽自動車税納税証紙」を「軽自動車税（種別割）納税証紙」に改め、同条第2項中「軽自動車税の」を「種別割の」に、「軽自動車税納税済検印」を「軽自動車税（種別割）納税済検印」に改める。

第3条中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条ただし書中「賦課もれ」を「賦課漏れ」に改める。

別記第1号様式中「軽自動車税納税証紙」を「軽自動車税（種別割）納税証紙」に改める。

別記第2号様式中「軽自動車税納税済検印」を「軽自動車税（種別割）納税済検印」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の証紙徴収の方法に関する条例の規定は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(説明) 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）により日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号）が改正されることに伴い、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の証紙徵収の方法に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

( \_\_\_\_\_ は、改正点)

改 正 案	現 行 條 例
アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の証紙徵収の方法に関する条例 (目的)	アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の証紙徵収の方法に関する条例 (目的)
第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。）第4条第1項の規定に基づき、軽自動車税の種別割（以下「種別割」という。）の証紙徵収の方法について規定することとする。	第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。）第4条第1項の規定に基づき、軽自動車税の証紙徵収の方法について規定することとする。
(証紙徵収の方法及び手続等)	(証紙徵収の方法及び手続等)
第2条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等（特例法第2条第4項から第6項までに規定するものをいう。）の所有する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対する種別割の納税者は、当該税額を別記第1号様式の	第2条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等（特例法第2条第4項から第6項までに規定するものをいう。）の所有する原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対する種別割の納税者は、当該税額を別記第1号様式の

軽自動車税（種別割）納税証紙（以下「証紙」という。）によつて払い込まなければならぬ。

2 種別割の納税義務は、証紙に別記第2号様式の軽自動車税（種別割）納税済印を受けたとき、消滅する。

3 (現行に同じ。)  
(納期)

第3条 種別割の納期は、4月11日から同月30日までとする。ただし、賦課期日後に納税義務が発生した場合又は賦課漏れその他特別の事情がある場合における当該種別割の納期は、別に区長が定める。

別記

第1号様式（第2条関係）  
軽自動車税（種別割）納税証紙

車種	標識番号	Na.	5センチメートル
税額	¥	5センチメートル	5センチメートル
課税年度	年分	年月	日から 日まで
交付年月日	目黒区	検印	検印

車種	標識番号	Na.	5センチメートル
税額	¥	5センチメートル	5センチメートル
課税年度	年分	年月	日から 日まで
交付年月日	目黒区	検印	検印

第2号様式（第2条関係）

軽自動車税（種別割）納税済検印

第2号様式（第2条関係）

軽自動車税納税済検印

